

— 社会保障部だより —

先日行われました、「平成26年度 基金・国保両医科審査委員連絡協議会」において協議・検討いたしました中の2題について、会員に周知することが適当とされましたので掲載させていただきます。今後、請求にあたってご留意ください。

1. パーキンソン病治療薬の適応について

Q：パーキンソン病にしか適応のないパーキンソン病治療薬をパーキンソン症候群に対して認めているか。

A：パーキンソン病治療薬のパーキンソン症候群に対する使用は、専門医も適応外としており認めてない。

2. 閉塞性動脈硬化症に対する脈波図の算定について

Q：閉塞性動脈硬化症に対して

D214・3 脈波図・心電図・ポリグラフ（3又は4検査） 130点

D214・4 脈波図・心電図・ポリグラフ（5又は6検査） 180点

D214・5 脈波図・心電図・ポリグラフ（7以上検査） 220点

の算定について、D214・6血管伸縮性検査 100点の算定になると思われるがいかがか。

A：そのとおり。D214・6血管伸縮性検査 100点の算定になる。